

○内閣府告示第二百八十五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件（平成二十年内閣府告示第五百六十七号）の一部を次のように改正し、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

平成二十四年十一月一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

本文中「第二十条第三項」を「第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

